

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第79号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の7の見出し中「の種別割」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)